MIZUHO

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第745号)

2025年2月28日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~政策関連~

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会など、設備更新と耐久消費財の買い替え支援策の適用拡大

国家発展改革委員会は 2025 年 1 月 8 日、大規模な設備更新と耐久消費財の買い替え支援を更に強化するため、財政部と連名で支援策の適用拡大に向けた通達となる『2025 年の大規模な設備更新と消費財買い替え支援策の拡大実施に関する通知』を公表しました。国家発展改革委員会は昨年 7 月、設備更新と耐久消費財の買い替えを一層促進するため、財政部と連名で『大規模な設備更新と消費財買い替えの更なる支援に関する措置』を打ち出しました。今回の通達はその措置をベースに、家電や自動車分野の補助金対象を拡大しました。

■ 直近の重要政策

マクロ政策

- ✓ 2025 年の家電買い替え作業の着実な実施に関する商務部等 4 部門弁公庁の通知 (商務部など、25/1/13)
- ✓ 『携帯電話、タブレット、スマートウォッチ(ブレスレット)購入補助金の実施方案』の公表に関する商務部等 5 部門弁公庁の通知

(商務部など、25/1/13)

✓ 2025 年の自動車買い替え作業の着実な実施に関する商務部等 8 部門弁公庁の通知 (商務部など、25/1/17)

最低賃金

✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移 (人力資源社会保障部など、25/1/1 時点)





■ 注目トピックス

国家発展改革委員会など、設備更新と耐久消費財の買い替え支援策の適用拡大

国家発展改革委員会は 2025 年 1 月 8 日、大規模な設備更新と耐久消費財の買い替え支援を更に強化するため、財政部と連名で支援策の適用拡大に向けた通達となる『2025 年の大規模な設備更新と消費財買い替え支援策の拡大実施に関する通知』(以下、通達)を公表しました。国家発展改革委員会は昨年 7 月、『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』(国務院 24 年 3 月公表)に基づき、設備更新と耐久消費財の買い替えを一層促進するため、財政部と連名で『大規模な設備更新と消費財買い替えの更なる支援に関する措置』2を打ち出しました。今回の通達はその措置をベースに、家電や自動車分野の補助金対象を拡大しました。その後、商務部や各地政府は通達の方針に基づき、家電や自動車、電子製品などの買い替え・新規購入に対し補助金策を打ち出しました。

通達の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】主な内容

項目	主な内容				
①重点分野の設備更新へ の支援強化	 ▶ 重点分野の設備更新に対する超長期特別国債の資金支援規模を拡大する。 ▶ 工業や環境インフラ施設、エネルギー・電力設備、交通輸送、物流、教育、文化・観光、医療、老朽化したエレベーターなどの従来分野に加え、電子情報、安全設備、施設園芸農業などの分野における設備更新を支援対象に追加する。ハイエンド化、スマート化、低炭素化の設備利用を重点的に支援する。 				
②設備更新向け融資の利 子補給強化	▶条件を満たす設備更新向け融資に対する利子補給率を 1.5%に維持する上に、国家発展改革委員会は超長期特別国債を使って別途の利子補給金を支給する。				
③事業用貨物車の廃車更 新補助金の対象拡大	 老朽化した事業用貨物車の廃車更新補助金の適用対象を排ガス基準「国 3」以下から「国 4」以下まで拡大する。 補助金基準は『老朽事業用貨物車の廃棄更新の実施に関する通知』(交通運輸部など 24 年 7 月公表)に基づき実施する。 				
④農機の廃棄更新補助金 の対象拡大と引き上げ	 『農業機械の廃棄更新補助金政策の更なる着実な実施に関する通知』(農業農村部など24年6月公表)の上に、水稲用播種機を廃棄更新補助金の適用対象に追加し、補助金基準は田植機を参照して実施する。 綿摘み機を廃棄して更新する場合、補助金の上限は6万元/台から8万元/台に引き上げる。 農作業検査機器、植物保護ドローン、食糧乾燥機、色選別機、製粉機を廃棄更新補助金の適用対象に追加する。補助金基準は各地域が規定に基づき自ら決める。 各地域が自ら決める廃棄更新補助金を適用する農機の種類上限を6から12に引き上げる。 				
⑤新エネバス及び動力電 池の更新補助金引き上げ	▶ 使用年数8年以上の新エネルギーバス車両と動力電池を更新する場合は、補助金を従来の6万元/台から8万元/台に引き上げる。				

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202407/t20240725_1391941.html

² 関連内容は、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 736 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0790-XF-0105.pdf

【図表 1】主な内容(続き)

項目	主な内容
⑥消費財の買い替え支援	▶ 国家発展改革委員会は財政部とともに、各地の常住人口、域内総生産、自動車と家電の保有台数、24年の大規模な設備更新と耐久消費財の買い替え支援策の実施状況などの要因を総合的に考慮し、各地に対する支援資金の規模を決める。
⑦自動車の廃車更新補助 金の対象拡大	▶ 『自動車の下取り・買い替え関連業務の着実な展開に関する通知』(商務部など24年8月公表)の上に、廃車更新補助金の適用対象を排ガス基準「国4」(従来は「国3」)以下の内燃機関車(ICE)の乗用車まで拡大する。 ▶ 12年6月30日以前に登録したガソリン乗用車、14年6月30日以前に登録したディーゼルなどのICEの乗用車もしくは18年12月31日以前に登録したNEVの乗用車を廃棄し、工業情報化部の「車両購入税の減免対象となる新エネルギー車の車種目録」にあるNEVの乗用車もしくは排気量2,000cc以下のICEの乗用車を購入した個人に補助金を支給する。補助金については、NEVの乗用車を購入する場合は2万元、排気量2,000cc以下のICEの乗用車を購入する場合は1.5万元とする。 ▶ 本人名義で登録した乗用車を譲渡し、乗用車を新規購入した個人に買い替え補助金を支給する。買い替え補助金については、NEVの乗用車を購入する場合は最大1.5万元、ICEの乗用車を購入する場合は最大1.3万元とする。実施細則は各地域が通知に基づき、当地の実情を踏まえて策定する。
⑧家電の買い替え補助金の対象拡大	 ▶ 浄水器、食器洗い機、炊飯器、電子レンジ4種類の家電を買い替え補助金の適用対象に追加する。 ▶ エネルギー効率が2級に達した冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器、ガスコンロ、レンジフード、浄水器、食器洗い機、炊飯器、電子レンジ12種類の家電を購入する個人消費者に対し、販売価格の15%をベースに補助金を支給し、エネルギー効率が1級に達した場合、販売価格の5%をベースに上乗せ支給する。補助金は各種家電1台ごとに2,000元を上限とする。エアコンについて、最大の補助金対象は従来の1台から3台に拡大する。
⑨電子製品の新規購入補 助金の実施	➤ 個人消費者が携帯電話、タブレット、スマートウォッチ(ブレスレット)3 種類の電子製品(単品販売価格が 6,000 元を上限)を購入する場合、販売価格の 15%をベースに補助金を支給し、各種製品 1 台ごとに 500 元を上限とする。

(通達に基づき、中国アドバイザリー部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

マクロ政策

2025年の家電買い替え作業の着実な実施に関する商務部等4部門弁公庁の通知

(原文: 商务部等 4 部门办公厅关于做好 2025 年家电以旧换新工作的通知)

商弁流通函 [2025] 6号

商務部など2025年1月13日公表

【主要内容】

- ▶ 商務部弁公庁は『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』(国務院24年3月公表)、『2025年の大規模な設備更新と消費財買い替えの拡大実施に関する通知』(国家発展改革委員会25年1月公表)の方針に基づき、国家発展改革委員会弁公庁などと連名で、25年の家電買い替え作業の着実な実施に関する通達を公表した。
- > 25年の家電買い替えの補助基準は以下の通りである。エネルギー効率が2級に達した冷蔵庫、洗濯機、テレビ、エアコン、パソコン、給湯器、ガスコンロ、レンジフード、浄水器、食器洗い機、炊飯器、電子レンジ12種類の家電を購入する消費者に対し、販売価格の15%をベースに補助金を支給し、エネルギー効率が1級に達した場合、販売価格の5%をベースに上乗せ支給する。補助金は各種家電1台ごとに2,000元を上限とする。
- 地方が当地の実情に応じ、その他の家電製品に対し補助金を支給することを奨励する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_a656628b5cc0477680226df555503474.html

『携帯電話、タブレット、スマートウォッチ(ブレスレット)購入補助金の実施方案』の公表に関する商務部等 5 部門弁公庁の通知

(原文: 商务部等5部门办公厅关于印发《手机、平板、智能手表(手环)购新补贴实施方案》的通知)

商弁流通函2025年第7号

商務部など2025年1月13日公表

【主要内容】

- 商務部弁公庁は『2025年の大規模な設備更新と消費財買い替えの拡大実施に関する通知』(国家発展 改革委員会25年1月公表)の方針に基づき、国家発展改革委員会弁公庁などと連名で、携帯電話、タ ブレット、スマートウォッチ(ブレスレット)の購入補助金に関する実施方案を公表した。
- 個人消費者が携帯電話、タブレット、スマートウォッチ(ブレスレット)3種類の電子製品(単品販売価格が6,000元を上限)を購入する場合、新規購入補助金を受けることが可能である。補助金は最終的な販売価格(生産、流通段階及び通信キャリアの全ての優遇を差し引いた後の末端価格)の15%をベースに支給し、各種製品1台ごとに500元を上限とする。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art 91837a7980494ff8bf532b83605be99c.html

2025 年の自動車買い替え作業の着実な実施に関する商務部等 8 部門弁公庁の通知

(原文: 商务部等 8 部门办公厅关于做好 2025 年汽车以旧换新工作的通知)

商弁消費函 [2025] 8号

商務部など2025年1月17日公表

【主要内容】

商務部弁公庁は『大規模な設備更新と消費財買い替えを推進する行動方案』(国務院24年3月公表)、『2025年の大規模な設備更新と消費財買い替えの拡大実施に関する通知』(国家発展改革委員

会25年1月公表)の方針に基づき、国家発展改革委員会弁公庁などと連名で、25年の自動車買い替え作業の着実な実施に関する通達を公表した。『自動車の下取り・買い替え関連業務の着実な展開に関する通知』(商務部など24年8月公表)の上に、廃車更新補助金の適用対象を排ガス基準「国4」(従来は「国3」)以下の内燃機関車(ICE)の乗用車まで拡大した。

- > 25年に12年6月30日以前に登録したガソリン乗用車、14年6月30日以前に登録したディーゼルなどの ICEの乗用車もしくは18年12月31日以前に登録したNEVの乗用車を廃棄し、工業情報化部の「車両購入 税の減免対象となる新エネルギー車の車種目録」にあるNEVの乗用車もしくは排気量2,000cc以下の ICEの乗用車を購入した個人に補助金を支給する。補助金については、NEVの乗用車を購入する場合は 2万元、排気量2,000cc以下のICEの乗用車を購入する場合は1.5万元とする。当該補助金の支給は最大年1回とする。
- > 25年に25年1月8日以前に本人名義で登録した乗用車を譲渡し、乗用車を新規購入した個人に買い替え 補助金を支給する。買い替え補助金については、NEVの乗用車を購入する場合は最大1.5万元、ICEの 乗用車を購入する場合は最大1.3万元とする。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_dfacc2b509684fa9a09adb998c825409.html

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリー部作成)

■ 中国各地の月額最低賃金

内モンゴル自治区は24年12月1日、山西省と四川省、重慶市、新疆自治区は25年1月1日より月額最低賃金を引き上げました。また、広東省は25年3月1日より月額最低賃金を2,500元 (深圳市は2,520元) に引き上げる予定です。

25年1月1日時点の中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位・元)

		<u>【図表】中国各省</u>	・自治区・直	轄市の月額	最低賃金の	<u>推移</u>	(単位:元)
	省市名	最新調整月	2025 年	2024 年	2023 年	2022 年	2021 年
華北	北京	2023 年 9 月	2, 420	2, 420	2, 420	2, 320	2, 320
	天津	2023年11月	2, 320	2, 320	2, 180	2, 180	2, 180
	河北	2023年1月	2, 200	2, 200	2, 200	1, 900	1, 900
	山西	2025年1月	2, 150	1, 980	1, 980	1, 880	1, 880
	内モンゴル	2024年12月	2, 270	2, 270	1, 980	1, 980	1, 980
東北	黒龍江	2024年5月	2, 080	2, 080	1, 860	1, 860	1, 860
	吉林	2024年10月	2, 120	2, 120	1, 880	1, 880	1, 880
	遼寧	2024年5月	2, 100	2, 100	1, 910	1, 910	1, 910
華東	上海	2023年7月	2, 690	2, 690	2, 690	2, 590	2, 590
	江蘇	2024年1月	2, 490	2, 490	2, 280	2, 280	2, 280
	(蘇州)	2024年1月	2, 490	2, 490	2, 280	2, 280	2, 280
	浙江	2024年1月	2, 490	2, 490	2, 280	2, 280	2, 280
	山東	2023年10月	2, 200	2, 200	2, 200	2, 100	2, 100
	福建	2022 年 4 月	2, 030	2, 030	2, 030	2, 030	1, 800
	広東	2021年12月	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300	2, 300
華南	(深圳)	2021年12月	2, 360	2, 360	2, 360	2, 360	2, 360
	広西	2023年11月	1, 990	1, 990	1, 810	1, 810	1, 810
	海南	2023年12月	2, 010	2, 010	1, 830	1, 830	1, 830
中部	河南	2024年1月	2, 100	2, 100	2, 000	2, 000	1, 900
	安徽	2023年3月	2, 060	2, 060	2, 060	1, 650	1, 650
	江西	2024年4月	2, 000	2, 000	1, 850	1, 850	1, 850
	湖北	2024年2月	2, 210	2, 210	2, 010	2, 010	2, 010
	湖南	2024年9月	2, 100	2, 100	1, 930	1, 930	1, 700
西北	陝西	2023年5月	2, 160	2, 160	2, 160	1, 950	1, 950
	甘粛	2023年11月	2, 020	2, 020	1, 820	1, 820	1, 820
	寧夏	2024年3月	2, 050	2, 050	1, 950	1, 950	1, 950
	青海	2023 年 2 月	1, 880	1, 880	1, 880	1, 700	1, 700
	新疆	2025年1月	2, 070	1, 900	1, 900	1, 900	1, 900
西南	重慶	2025年1月	2, 330	2, 100	2, 100	2, 100	1, 800
	四川	2025年1月	2, 330	2, 100	2, 100	2, 100	1, 780
	貴州	2023年2月	1, 890	1, 890	1, 890	1, 790	1, 790
	雲南	2024年10月	2, 070	2, 070	1, 990	1, 670	1, 670
	チベット	2023年10月	2, 100	2, 100	2, 100	1, 850	1, 850

^{※25} 年以外の金額は24 年12 月31 日時点の基準額(人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザリー部作成) 現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

 $\underline{\text{https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202501/t20250114_534601.html}}$

【照会先】

中国アドバイザリー部 担当者:張

Tel : 021-3855-8888 (Ext: 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2025 Mizuho Bank (China) , Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂(情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。